

社会福祉法人妻有福祉会事務委任規則

(目的)

第1条 この規則は、事務の簡素化を図るため、理事長の権限の一部を施設長および業務執行理事に委任することを定めたものである。

2 この規則に定めた事項のほかに関して必要な事項は、理事長の指示を受け処理するものとする。

(委任事項)

第2条 施設長の委任事項を次のとおり定める。

- (1) 職員の勤務配置および事務分担の決定をすること
- (2) 職員の出張の命令をすること
- (3) 職員の時間外勤務の命令をすること
- (4) 職員の休暇の承認をすること
- (5) 職員の宿直勤務を命令すること
- (6) 職員の休日勤務を命令すること
- (7) 職員の被服貸与に関すること
- (8) 軽易な証明書の発行に関すること
- (9) 老人福祉施設の一般事務に関すること
- (10) 介護保険事業所の一般事務に関すること
- (11) 障がい福祉サービス事業所の一般事務に関すること
- (12) 事業所の利用許可および利用者との利用契約に関すること
- (13) その他日常的運営管理に関すること

2 業務執行理事の委任事項を次のとおり定める。

- (1) 規程、規則等の管理をすること
- (2) 職員の扶養親族の認定をすること
- (3) 職員の住居手当の適否を認定すること
- (4) 職員の通勤手当の適否を認定すること
- (5) 職員の身分証明書の発行に関すること
- (6) 副職員および嘱託職員の雇い入れに関すること

附 則

この規則は昭和57年2月1日から施行する。

附 則

この規則は平成2年6月1日から施行する。

附 則

この規則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は公布の日から施行し、平成10年7月1日から適用する。

附 則

この規則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。